

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（変更）

令和7年8月
島根県奥出雲町

1 促進計画の区域

促進計画の区域は都市計画区域の用途指定区域を除く奥出雲町全域とし、別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 奥出雲町の現状

奥出雲町は一級河川斐伊川の源流域に田畑が広がる典型的な中山間地域である。

古くから、良質な砂鉄が採れたことから、和鉄製鉄技術が独自に進化し、嘗ては国内の鉄生産の主力産地として栄えてきた。

この砂鉄を採取する工程において、鉄穴流しと呼ばれる比重選鉱方式を用い、斐伊川流域の山肌を削り、水路に土砂を流し砂鉄を得て来た。

その際、その削り跡や流した堆積土により、農地が開かれ特に横田地域では約1／3がこの営みによって形成され独特の景観をなしていることから、平成26年3月18日に国の重要文化的景観「奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観」の選定を受けたところである。

平成31年2月15日には「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」が『日本農業遺産』に認定、令和7年8月26日には『世界農業遺産』に認定された。

また、山陰地方の気候は季節風の影響を受け、夏は涼しく冬は厳しい寒さの環境下で、水稻及び和牛の複合零細経営が長年営まれてきた。

こうした農業経営の中であって、和牛の堆肥を水田に施し水稻栽培に利用され、稲ワラや畦畔草が和牛の飼料として与えられる、循環型農業が古くから取り組まれてきた。

現在では、この地域で栽培されるコシヒカリを銘柄「仁多米」として全国ブランドを目指し独自の手法で販売する他、畜産農家から供給される和牛堆肥の施用を推進し、循環型の農業生産体制の確立を地域一丸となって取り組んでいる。

また、地域農業の零細規模から、土地利用型農業を目指すため昭和45年から国営農地開発事業に取り組み375haの畑地造成を完了した。ここでは、和牛生産に必要な粗飼料の生産を行う多様な農業経営の展開を促進している。

一方、地理的条件は、中国山地の中心にあるため、急峻な地形に農地が形成され、急傾斜地に加え、畦畔率が極めて高く、特定農山村地域に指定される等、平野部に比べ生産条件の格差は極めて大きく、これを補正する取り組みを行う必要がある。

また、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題である。

このため農業者、地域・集落での話し合いにより、今後、誰がどのように農地を利用、保全管理していくのか、将来の地域農業の方向性、農地利用を示す『地域計画』が策定され実現に向けて担い手への農地集積・集約を進めていく。

また、斐伊川流域の最上流部に位置することから、下流域の環境への配慮として環境に影響の少ない循環式農業の推進に積極的に取り組んでいる。

(2) 奥出雲町の目標

(1)を踏まえ、伝統的な農村景観を将来に受け継ぐための農村環境保全の取り組みと、平野部との格差を補正する取り組みまた、斐伊川源流域の責務として自然環境に配慮した

農業生産体制の確立を目指すため、法第3条第3項第1号及び第2号並びに第3号に掲げる事業を推進し、地域景観・環境の保全と持続的な農村社会の保全を図り、多面的機能を最大限に発揮する取り組みを促進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	奥出雲町内の都市計画区域の用途区域を除く全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	【布勢地区】 佐白町、佐白、上布施、八代西部、八代東部、中村、馬馳、上三所西部、上三所中央、上三所東部、土屋 【三成地区】 上高尾、下高尾、尾白、暮地、湯の原、宇根、美女原、矢谷、下三所、石原・里田、角木・乙多田 【亀嵩地区】 上分、西湯野、中湯野、久比須、谷奥、亀嵩町、梅木原、大内原、簾、郡、琴枕、高田 【阿井地区】 真地、米原、上阿井坂根、福原、平、大上、下口、川東、雲崎、堀、鋳物屋、山根、川子原、八幡、奥湯谷、小寄 【三沢地区】 堅田、上鞍掛、下鞍掛、三沢町、原田、四日市、河内、大吉、上鴨倉、下鴨倉	法第3条第3項第2号に掲げる事業

②	【鳥上地区】 代山、山県、中丁、福頼、 山郡、中靱、日向側、山根 側、追谷 上記地区に含まれる国営農 地開発地 【横田地区】 加食、大曲、角、馬場、や りめ、五反田、樋口、蔵屋、 稲田、原口 上記地区に含まれる国営農 地開発地 【八川地区】 三井野、坂根、三森原、大 八川、小八川、仲仙道、金 川、高畦、宮谷、八川本郷 日向側、古市、土橋、川西、 大谷、杭木、雨川 上記地区に含まれる国営農 地開発地 【馬木地区】 第一大原、第二大原、渋谷、 女良木、亀ヶ市、小峠、大 峠、大畝、上連、湯舟、宮、 堅田、野伏、反保、矢入、 中原、本谷、木屋谷、下垣 内、折渡、小森、川東、小 林、上市、板敷 上記地区に含まれる国営農 地開発地	
---	---	--

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地及び地域計画区域内に存する 1ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が 1ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

奥出雲町全域（5 法指定地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 次の基準のいずれかを満たす農用地

a 緩傾斜農用地

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満の農用地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(2) その他留意すべき事項

ア 既荒廃農地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既荒廃農地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既荒廃農地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和 11 年度までに既荒廃農地を復旧することを条件に当該既荒廃農地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既荒廃農地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても、協定農用地の農業生産活動に悪影響を与えないよう既荒廃農地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 自然災害を受けている農用地については、令和 11 年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市町村長に提出するとともに、当該復旧計

画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。
なお、被災の規模が甚大である等のため復旧に長時間を要すると市町村長が認めた場合や令和 11 年度に被災した農用地については、復旧計画における復旧の期限が令和 11 年度以降であっても、交付金の交付対象とすることができる。

ウ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第 3 セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

エ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

オ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

2 集落協定の共通事項

（1）集落の共同取組活動への支出

共同取組活動に要する経費の支出については、自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資すること。

（2）加算による交付金の使途

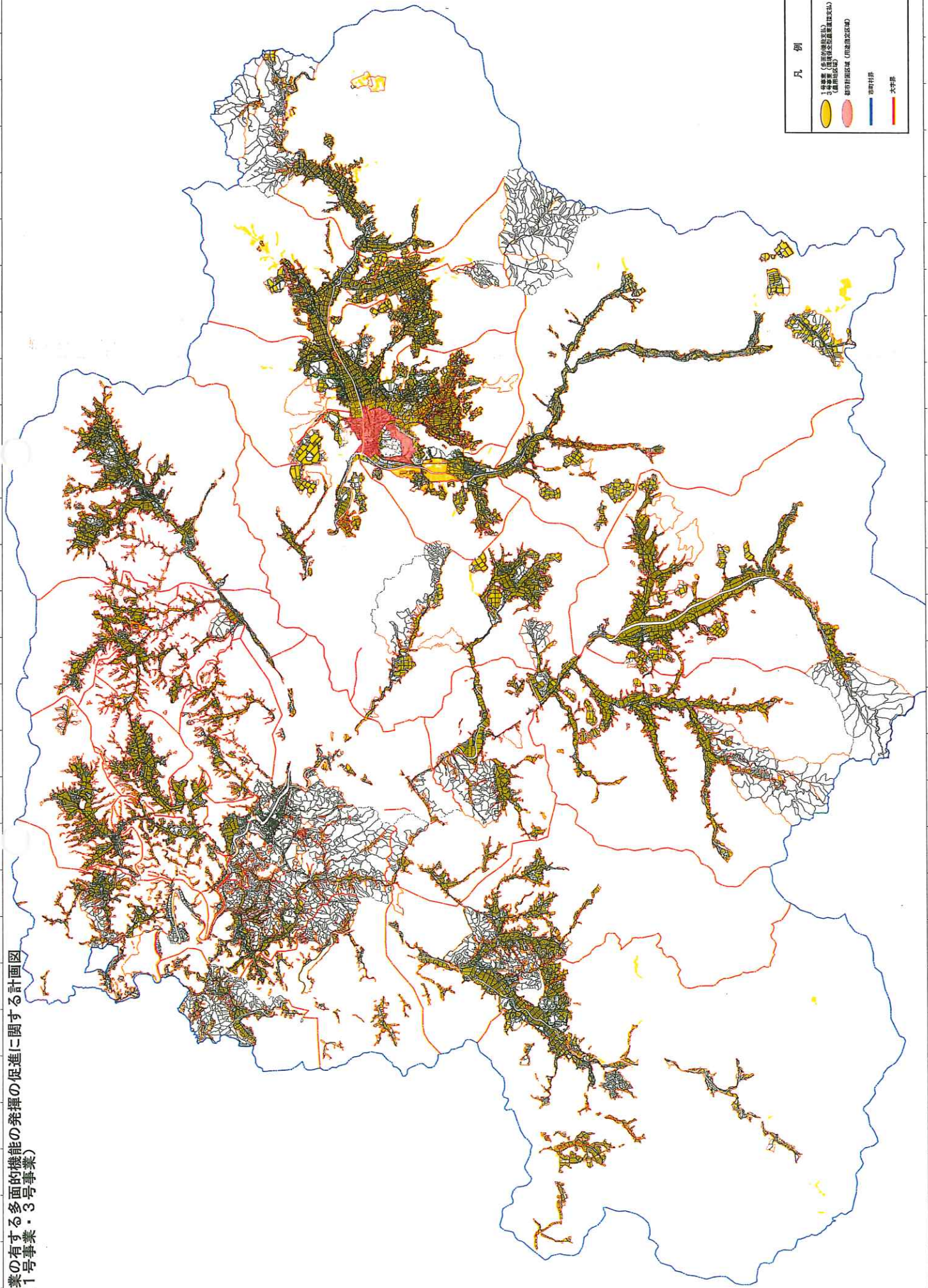
加算による交付金はそれぞれの加算目標の達成に使うという観点から、概ね全額を加算目標の達成のための取り組みに支出することが望ましい。

3 その他必要な事項

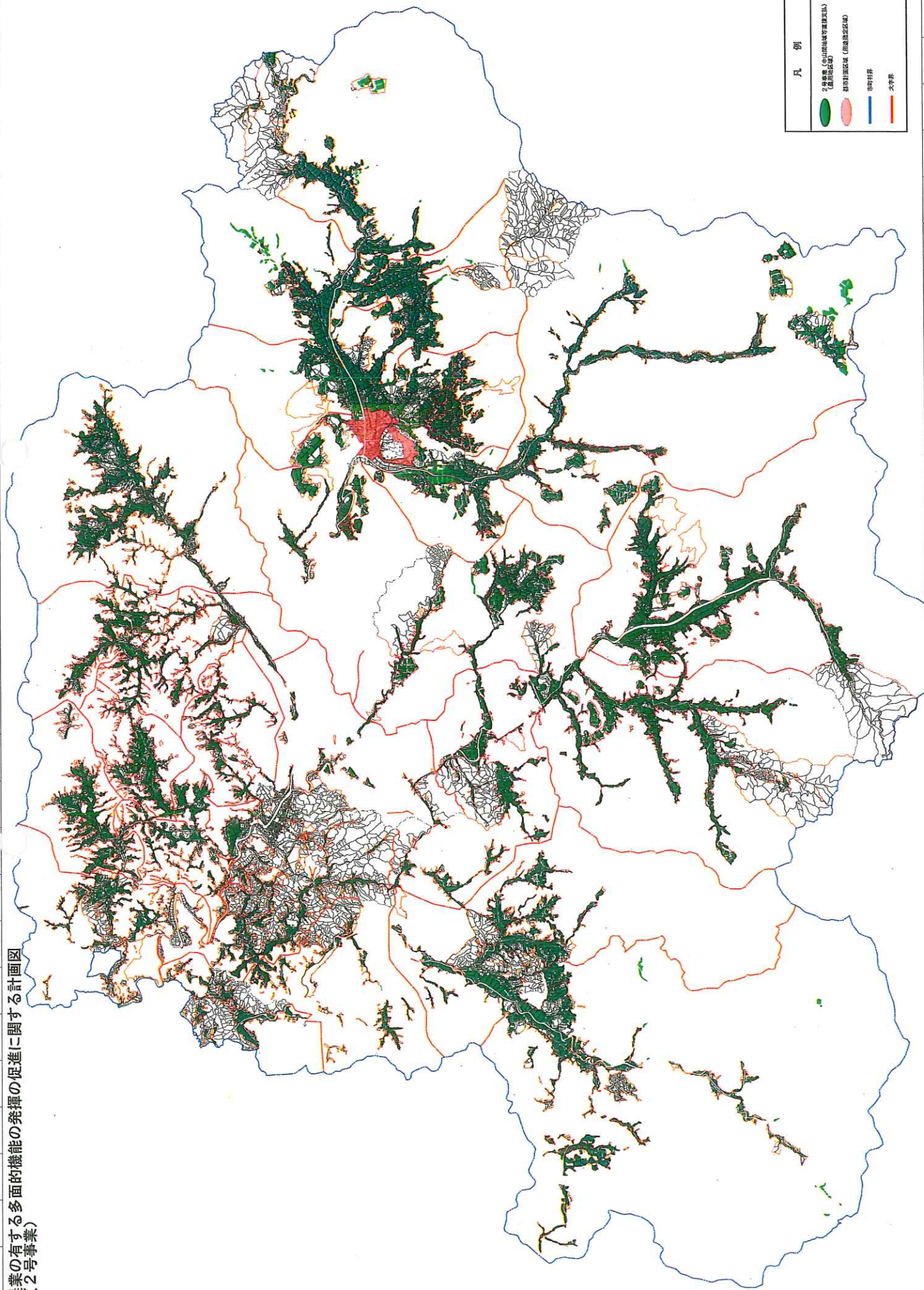
（1）荒廃農地の復旧に対する支援

既荒廃農地の復旧は「農地耕作条件改善事業」を活用しつつ推進する。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画図
(1号事業・3号事業)



農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画図
(2号事業)



凡 例	
	2号事業（中山間地域等開発事業） （農用地区域）
	農村地域区域（用途地区区域）
	市町村界
	大字界